

小規模事業者のみなさまへ

国や県の補助金を活用してみませんか？

小規模事業者が、商工会と一体となって、**販路開拓に
取り組む費用の2／3を補助**します。

補助上限額：**50万円**

- ・ 75万円以上の補助対象経費に対して、50万円を補助します。
- ・ 75万円未満の補助事業経費に対して、2／3を補助します。

新規顧客獲得・集客力向上のため、こんなことに使えます！

チラシ・Webサイトでの広告

レイアウト変更・店舗改装

新商品の開発

商談会・見本市への出展

新機械装置等の購入（単価 50 万円未満）

古い商品パッケージデザインを一新

他にも使い方
いろいろ！



**対象となる
事業者**



会社および個人事業主であり、常時使用する従業員の数が一定以下の商工業者。

卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他	20人以下

補助金の採否については事業の有効性などの観点から審査があります。

申請の際は、最寄りの商工会による事業支援計画書が必要となります。事務局への提出の前に、商工会までご相談下さい（締切までに十分な余裕をもって、お早目にお越しください）。

・ 公募期間 国の補助金 平成 29 年 4 月 14 日（金）～5 月 31 日（水）【当日消印有効】

県の補助金 平成 29 年 5 月 1 日（月）～6 月 30 日（金）【当日消印有効】

※同じような補助金ですが、応募資格等多少の違いがございます。詳しくは商工会にご相談下さい。

新居町商工会では上記に係る「個別相談会」を開催いたします！！

国や県の補助金申請について、取り組みの考え方・内容のブラッシュアップ等を個別研修として行います。申請内容の決まっている方、現在ご検討中の方等、下記時間をご指定の上、お気軽にお申し込みください。 申し込み先 TEL：053-594-0634 FAX：053-594-5984

日時：5月15日（月） 10：00 ～（ ） 11：00 ～（ ）

13：00 ～（ ） 14：00 ～（ ） 15：00 ～（ ）

会社名 _____

氏名 _____